

ISSN 1342-5269

昭和二十二年九月二十三日第三種郵便物認可  
平成十五年三月十日発行

# 中央 労働時報

第1009号  
臨時増刊

第57回全国労働委員会連絡協議会総会経過概要

財団法人

労委協会

## 第二議題

### ○パネルディスカッショーン

#### 「制度基本問題検討ワーキンググループの

#### 報告書を踏まえた今後の労働委員会のあり方 について」（中央労働委員会公労使提案）

○コーディネータ 諏訪 康雄（中労委・公）  
○パネラー 道幸 哲也（北海道・公）

野田 進（福岡・公）  
松井 保彦（中労委・労）

大友 義人（岩手・労）  
金谷 信（中労委・使）

須藤 光夫（東京・使）

○諏訪委員（コーディネータ）ただ今から、アの皆様とディスカッションをさせていた

第二議題として「制度基本問題検討ワーキ

ンググループの報告書を踏まえた今後の労  
働委員会のあり方について」をテーマに、  
パネルディスカッションを行います。本議  
題の進行につきまして、皆様方の御協力を  
よろしくお願いいたします。

最初にパネラーの皆様を御紹介申し上げ  
ます。皆様の向かって右側から北海道地労  
委・公益委員の道幸委員です。次は福岡地  
労委・労働者委員の松井委員です。次に岩手  
地労委・労働者委員の大友委員です。次に  
中労委・使用者委員の金谷委員です。最後  
に東京地労委・使用者委員の須藤委員です。  
パネルの趣旨ですが、皆様のお手元にあ  
ります総会資料五六頁にあるとおり、制度  
基本問題検討ワーキンググループの報告書  
を踏まえた今後の労働委員会のあり方につ  
いて、御意見を御開陳いただき、またフロ

ンの進め方ですが、最初に各パネラー

だきたいと思つております。

パネルの進め方ですが、最初に各パネラー  
の委員の方々から、お一人当たり一〇分程  
度でお考えを述べていただくことにしたい  
と思います。それを第一ラウンドと呼ばせ  
ていただきます。これが終わつた後、少し  
長めの時間、約八〇分ほどの予定で会場の  
皆様からの御発言をいただきたいと思って  
います。なお御発言はできるだけ手短にい  
たければ幸いに存じます。その後、第二  
ラウンドとしまして、会場からの御意見等  
を踏まえて、各委員からお一人五分程度で

このでは不当労働行為制度の最も基本的な課  
題とは何かということを、最初にお話しさ  
せていただきたいと思います。

まず一つは、いわゆる行政救済と司法救  
済についての問題です。私の経験では、例  
えば使用者が反組合的行為をして全く組合  
の存在を認めないといったケース、いわゆ  
る確信犯的な使用者のケースについては、

どうも労働委員会としては十分に対応でき  
ないのではないか。その場合は司法救済の  
ほうが効果的ではないかと考えています。  
例えば、いわゆる組合否認型の団交拒否事

件の場合は、労働委員会の長い手続で延々  
と審問して命令が出ても強制力がないとい  
うよりは、不法行為として損害賠償請求し  
たほうが効果的です。そういうケースにつ  
いては裁判所にはかなわないと私は思つて  
います。

では、労働委員会の存在基盤はどこにあ  
ります。それで、まず北海道地労委の道幸委  
員から御発言をお願いしたいと思います。

このでは不当労働行為制度の最も基本的な課  
題とは何かということを、最初にお話しさ  
せていただきたいと思います。

まず一つは、いわゆる行政救済と司法救  
済についての問題です。私の経験では、例  
えば使用者が反組合的行為をして全く組合  
の存在を認めないといったケース、いわゆ  
る確信犯的な使用者のケースについては、

どうも労働委員会としては十分に対応でき  
ないのではないか。その場合は司法救済の  
ほうが効果的ではないかと考えています。  
私は、ずっと地労委の委員をやっていま  
すので、いわば地労委段階における早期の  
解決というのが非常に重要なと感じていま  
す。料理で言えば地労委段階は新鮮な刺身  
を料理しているようなものであり、正直言  
いまして再審査以降は干物であって、料理

の仕方は大分違うのではないか。刺身の料  
理の仕方と干物の料理の仕方を同じルール

でやることはできないというふうに考えてあります。そういう立場から言うと、労働委員会の存在基盤というのは、地労委の判定以前の手続とか役割をどう考えるかというところに、ポイントがあるのではないか。それ以降の問題については、迅速な事件処理は正直言つて不可能ですし、当事者も必ずしも早期の自主解決を要求していない。こうなると判定的に十分時間をかけて議論すると割り切るといいのではないかと考えています。

れども、労働委員会としてはその点については直接、何か手伝いをするということはできません。

一番目に、早期の和解のためには、労使委員、公益委員の教育的役割は重要だと思います。集団的なあっせんでもそうですが、個別あっせんだとますますそうなのです。特に、使用者側委員の当該労使、特に使用者に対する教育的な指導というのが、将来的な労使関係に対しても決定的な影響を与える可能性がある。力量のある、労働者

ます。本の宣伝をして恐縮ですが、私自身は『不当労働行為法理の基本構造』といふ本で第七条をどう考えればいいかというのを検討しています。これは不十分なものだと思いますが、少なくとも第七条全体の構造というものを考えていくという基礎作業を続けていくことが、まず必要ではないか、と。そうしなければ、取消訴訟とか再審査にペナルの問題とかを議論しても必ずしも十分でない。つまり判定自体が適正でなければ、後への問題というのは付隨的な問題になります。

地労委段階で事件処理している委員の方の多くは、このよつた感想みたいなものを持つているのではないかと思いますので、あえて発言をした次第です。

以上で私の最初の話を終えたいと思いま  
す。ありがとうございました。

○諏訪委員（コーディネータ） ありがとうございます

いました。続いて野田委員、お願ひします。

○野田委員（福岡・公） 本年一〇月一〇日に、九州地方の公益委員会議事務局があり

では、地労委段階で判定以前の事件処理が機能する前提を考える際のポイントとなる事柄は何かということ、私は四つぐらいあるのではないかと思っています。

一番目としては、不当労働行為制度とか労働委員会が機能する前提として、労働組合に一定の力量が求められていると考えます。そういう意味では、労働組合の力量が全くないところで、労働委員会についてどういう議論をしても、ほとんど意味はない。その理由としては、一つは、労働組合の力量のないところでは効果的な和解ができるないということがあります。もう一つは、労働委員会の和解の中身というのは、将来の労使関係にどれだけプラスするか、つまり当該労使関係が将来その企業で存続するということを前提としていますから、やはり労働組合の一定の力量というものは不可欠ではないかと考えます。力量は不可欠ですが

側委員の方も組合側の指導とか教育に對して重要な役割を果たしますから、教育的な機能とか役割は重要ではないかと思つています。その時点です必ずしも和解が成立しなくとも、集團的な労使関係ルールについて当該労使で話す機会だと思って話しておくと将来的には一定の役割を果たすことになるのではないかと考えています。

三番目と四番目はやや小さいことですが、三番目は、立法過程をひとととすぐ分かれますけれど、労組法第七条の第一号から第四号とというのは論理的に整合性なくできています。条文がこうなっていますから、正直言いまして非常に使い勝手の悪い規定になつていています。その点では、第七条は改正したほうがいいのではないかと思いますし、それができなければ、もう少し使い勝手のいいわば内部基準みたいなものを作つて処理したほうがいいのではないかと思ひ

四番目は、和解が機能するためには、労使及び公益の力量とともに命令に強制力が必要だということです。つまり和解がうまくいかなかつた場合の強制力、例えば効果的な救済とか制裁のシステムが重要だと思います。ただ、労働委員会の命令で確定してそれから一定のサンクションをするということを中心に考えるべきではない。そういうことを背景にして自主的な交渉を促進する、将来的な労使関係を作るという観点で事件処理をしていくべきではないか。そういう観点から制度というものを基本的に考えると、いうことです。

私のような考え方をしますと、ワーキンググループで行つた議論の多くは検討する必要がなかつたということになりますので、私はここにいる意味があまりないのではないかと思っているのです。ただ、おそらく

ました。その時の議題の一つとして、沖縄県からの提案で制度基本問題検討ワーキンググループ報告書について協議をする機会があり、私もそこに参加することができます。そこで、個人的な見解ではありますが、その時の会議での印象とかあるいはそれに向けての福岡県の公益委員会議での議論のようなものを下敷きに、御意見を申し上げたいと思います。

制度基本問題検討ワーキンググループの報告書のうち、特に焦点となつたのは、やはり審級省略の問題です。これは全国の会長連絡会議でもそうだつたと聞いていますが、九州においても多くの地労委の御見解はいわゆる第四案です。労働委員会段階での審級省略、中労委は全国重要事案等に限定するという考え方を表明される県が非常に多かつたわけで、私の個人的感想としては、非常に暗澹たる気持になつたわけです。

れども、労働委員会としてはその点については直接、何か手伝いをするという、とはできません。

ます。本の宣伝をして恐縮ですが、私自身は『不当労働行為法理の基本構造』といふ本で第七条をどう考えればいいかというの

地労委段階で事件処理している委員の方の多くは、このような感想みたいなものを持っているのではないかと思いますので、あえ

はいわゆる第四案です。労働委員会段階での審議省略、中労委は全国重要事案等に限定するという考え方を表明される県が非常に多かったわけで、私の個人的感想としては、非常に暗澹たる気持になつたわけです。

こういうふうに第四案を支持される意見  
というのは、その時にもメモしたのですが  
二つの理由があるのではないかと思いまし  
た。一つは自治事務化の理念なり方向をさ  
らに徹底させようという考え方です。もう  
一つは、言葉はきついですけれども、中労  
委への一種の不信感というのがあると思つ  
たわけです。

州などの地労委においては、中労委の再審査よりも地方の行訴のほうが重要であるし、かつ現実的であることがあります。そういう意味からも、中労委の印象が希薄になることがあります。

判断内容という点では、これもそういうことを言っておられる方がいたのですが、やはり中労委の判断が相当の比率で行訴で

というものの自体が非常に複雑な要素からり立っているのに、労組法第七条というは「不当な」とか「不利益な」とか、そういう非常に抽象的あるいは形式的な要件あるだけで、その間隙を埋める作業というのが非常に大きいものであるからだと思います。

件数の少ない地方の委員会でも、一定のフォーマットの下で事件を解決できるという体制ができているわけです。

ところが、自治事務化の進展の一環として地労委の独自の規則制定権が論議されていて、今回の改正案では不当労働行為の審査手続については、まだ中労委が留保しているということですけれども、仮に第四案

前者の考え方というのは、特に九州の場合は根強いものがありまして、中央から離れた、しかし相対的に独立した地域圏であるという土地柄の特殊性から、独特のパツションがあるわけです。ある県の委員さんが、地方独自の行政機関が審査した結果を他の行政機関が再審査するというのはおかしいということを表明されて、なるほどそういう考え方もあるのかと思つて感心したわけですが、難しい問題です。

支持されないという点です。あるいは地労委と中労委で判断が分かれた時に、むしろ地労委命令のほうが支持されたというようなこともあります。そういうことが再審査不要論のインパクトになつたこともあるのではないかと思うわけです。

ことを言われましたか、これまでにも様な形で労働委員会は、そういう間隙を埋るものとして努力を傾注してきたと言ついいと思います。先ほどの第一議題にもりましたように、大量観察とか、実質的一性の議論とか、様々な労働委員会独自の理論を生み出してきたと思うわけです。ういう理論形成を担保してきたのは、中委による統一的な機能にほかならないとうわけです。地労委がばらばらに命令を成してきていたう、果たしてそういう法

を採るとすると、現実に事件数の少ない各都道府県の地労委が一定の品質・水準を保つため手続なり解決方法を維持し得るのか。もつとも、地方の公益委員にとつては東京地労委とは全く逆で、主な仕事は調整事件であつて審査事件ではありません。そういう意味で不当労働行為の審査のあり方について温度差が生じているのであらうかと思います。考えてみれば審級省略を求める議論といふのは、現行の制度が結局は紛争解決に時間要するという事に大きな原因がある

二つあるうかと思います。一つは手続面で審査期間が長いということ。もう一つは判断面での不信感ということにならうかと思ひます。審査手続の遅延については、これは御承知のとおりです。今日の総会資料にも入っていますが、命令決定に至る平均処理日数が、地労委でも中労委でも多少の改善はなされているものの、やはり長い。その両方が二つ重なると一層長いという印象が強いわけです。

一つは、これも既に議論があるところで、すが、第四案の考え方ですと、労働委員会制度の一体性という考え方があつて、どうも欠落してしまうような気がするわけです。不当労働行為の救済制度というのは、昭和二四年の発足時から労働委員会制度の枠内で、具体的な労使紛争について、紛争の類型化とか明確化、問題解決の独自の手法、あるいは労使関係ルールの確立などについて独自の理論蓄積をしてきた。それは、道幸委員長のお話にもありましたけれども、労使紛争

形成があり得たのか大いに疑問であるわ  
で、第四案では、そういう意味で労働委  
会の救済システムとしての体力を失つて  
まうのではないかという気がします。  
もう一つは、自治事務化との関係での  
題です。これまでのシステムの下で、地  
委は、不当労働行為制度の審査手続等の  
當方法を、コード・オブ・プラクティス  
まで言わないにしても、労働委員会規則  
はじめとする様々な指針の下で維持して  
たと言えます。そのためこそ

問題を要するとしているから、かくかくあるわけです。しかし、その点だけを言うならば、なすべき方法というのはいくらでも残っているように思います。例えば司法制度改革推進計画では、御承知のように、労働関係訴訟事件の審理期間を概ね半減するということを目標として立てられています。そういう迅速化の数値目標と言いますか、割合がきちんと目標が立てられている。そういう観点からするならば、迅速化という観点で、労働委員会の審査期間についても相当地の覚悟をもつて取り組むべき余地がある

のではないか。現実は、地労委の事務方はローテーションで回り、委員はパートタイマーであるという点で、結局、そういう問題について永続的に責任を持つてやっていく体制ができない。責任主体がないと、うことに一つの問題の背景があろうかと思いますが、そういう点も是正しつつ、とりわけ審査委員の強いリーダーシップで、例えば起案の迅速化を図るとか、その他取り組むべき課題というのはまだ多いのではないかと思っています。この「その他」については、後の第二ラウンドの五分間の発言のところで申し上げようと思います。

○諫訪委員（コーディネータ）　ありがとうございます。松井委員、お願いします。

○松井委員（中労委・労）　いま、お二人の先生方のお話を伺ったところ、ワーキンググループの報告書に基づきまして少し議論を深めるというよりも、広く労働委員会全体の方に触れておられます。私は労働側の委員ですで、昨日労働側の委員の総会を開いて、このワーキンググループの報告書に対する一定のまとめをしました。

しかし、それを喋っていくと大事なところ

が少し飛ぶ可能性もあると思いますので、

一言だけお話させていただきます。

まず、労働側の集まりの最後のところで、

このワーキンググループの報告書で、なぜ

三論併記、四論併記ということになつたの

かに觸れて触れました。それは、ワーキンググループは労働委員会制度そのものを議論する役割を持っていなかつた。そのため、ある意味ではそれらを意識した各側の意見がありまして、そうなると当然、四つの検討事項に対する意見も異なつてくるわけです。したがつて併記されるという事態になつたわけです。

このワーキンググループの検討の中で千葉地労委の一河会長が出されたメモがありませんして、まさにそれはここにあつたんだといふことを私も思つてますので、一河会長の文章を読ませていただきます。検討事項について、公益委員の問題意識として先生は、「労使紛争解決についての信頼性がどうぞいました。松井委員、お願いします。

○諫訪委員（コーディネータ）　ありがとうございます。

○松井委員（中労委・労）　いま、お二人の先生方のお話を伺つたところ、ワーキング

グループの報告書に基づきまして少し議論を深めるというよりも、広く労働委員会

全体の方に触れておられます。私は労

働側の委員ですで、昨日労働側の委員の

総会を開いて、このワーキンググループの

報告書に対する一定のまとめをしました。

しかし、それを喋っていくと大事なところ

が少し飛ぶ可能性もあると思いますので、

一言だけお話させていただきます。

まず、労働側の集まりの最後のところで、

このワーキンググループの報告書で、なぜ

三論併記、四論併記ということになつたの

かに觸れて触れました。それは、ワーキン

ググループは労働委員会制度そのものを議

論する役割を持っていなかつた。そのため、

ある意味ではそれらを意識した各側の

意見がありまして、そうなると当然、四つ

の検討事項に対する意見も異なつてくるわ

けです。したがつて併記されるという事態

になつたわけです。

この年を境にして、労働組合の組織率は

大変に画期的なものだったと言えます。こ

の結果、日本の労働組合は急速に組織拡大

しました。今日では考えられませんが、四

七年の組織率の推定は四五・三%でした。

四八年は五三・〇%です。四九年が五五・

一%に達しているわけですが、この間の四

八年においてマッカーサー書簡に基づき、

官業労働者の争議行為が禁止され、団体交渉

権も制限されます。さらに国家公務員法の

縮小と、併せて労働委員会の事件数にも

一貫して低下して、今日では官民合わせて

も二〇%となつております。また集団的労使

関係から発生する労使紛争事件も激減する

状況に至つているわけです。労組法の適用

の縮小と、併せて労働委員会の事件数にも

その変化が起きております。例えば調整申

請事件の場合、地方へ行くと申請事件が多

いという道幸委員のお話がありましたが、

一九七四年の一・二四九件をピークにして

昨年は五七九件へと減っています。審査の

事件については、一九八三年の民間企業関

係の係属事件は三、〇七九件で、新規事件

は一・二三三件でしたが、これをピークに

して二〇〇一年では係属事件が一、〇五九

件、新規事件が三・一四件となつており、約

四分の一に減少しているわけです。

一方、二〇〇一年の地方裁判所における

労働関係民事事件の既済事件数は二、〇九

件と、最近一〇年間で最高の件数となつ

ています。同年の既済事件を終局事由別に

見ますと、和解が四四・四%、判決で解決

した事件が四〇・六%となつており、判決

少し翻つた話になると思いますが、戦後へ移り、不当労働行為やり得ということが

まかり通ることになつたわけです、そして

審査機能を公益委員だけに限定するという

ふうに、こういう内容をもつて労組法は改

正されました。現在もこれは引きずつてい

る問題だと言えます。

この年を境にして、労働組合の組織率は

一貫して低下して、今日では官民合わせて

も二〇%となつております。また集団的労使

関係から発生する労使紛争事件も激減する

状況に至つているわけです。労組法の適用

の縮小と、併せて労働委員会の事件数にも

その変化が起きております。例えば調整申

請事件の場合、地方へ行くと申請事件が多

いという道幸委員のお話がありましたが、

一九七四年の一・二四九件をピークにして

昨年は五七九件へと減っています。審査の

事件については、一九八三年の民間企業関

係の係属事件は三、〇七九件で、新規事件

は一・二三三件でしたが、これをピークに

して二〇〇一年では係属事件が一、〇五九

件、新規事件が三・一四件となつており、約

四分の一に減少しているわけです。

一方、二〇〇一年の地方裁判所における

労働関係民事事件の既済事件数は二、〇九

件と、最近一〇年間で最高の件数となつ

ています。同年の既済事件を終局事由別に

見ますと、和解が四四・四%、判決で解決

した事件が四〇・六%となつており、判決

のうち請求を認容するものは六五・九%と高い率になっています。既済事件の審理期間別件数を見ると、係属一年未満に終了したもののが六三・二%とこれも高い率となっています。また厚生労働省による「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」についています。また厚生労働省による「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく制度運用状況をみると、総合労働相談件数で五四万四、〇〇〇件余、都道府県労働局長の助言・指導の申出受付件数は一、九一一件、紛争調整委員会のあつせん申請受理件数は二、一一五件という数字が報告されています。

合や労働委員会という労働分野の専門店から、いわゆる行政の専門店の労政事務所や厚生労働省の都道府県労働局、法律の専門店の裁判所の中では簡裁や地裁、そして人権委員会というように広く窓口が開かれているのが現状です。

談件数で五四万四、〇〇〇件余、都道府県労働局長の助言・指導の申出受付件数は一、九一一件、紛争調整委員会のあっせん申請受理件数は二、一一五件という数字が報告されています。

こうした労働事件数の片方で凋落があり、片方で激増があるという背景の一つには、言うまでもなく経済社会の変化と、そして企業間の国際的競争の変化を受ける形の独禁法、会社法、労働関係法等の改正や立法発しているのはそのことです。

また、背景の二つ目には、産業構造や労働市場の変化、労働力の質の変化があると思います。その結果、労働者の個々の雇用形態や就業形態が多様化し、雇用関係が複雑化・個別化し、かつ不安定化する中で、

紛争の質が大きく変わり、紛争の個別化へと発展しているわけです。

しかし、その事件の大半は労組法の投網にかからず、網から抜け出して解決を求めているということであるわけです。しかも

対してどう応えるかということを検討され

地労委で四六・八%になります。

労働委員会関係者が今日の労使紛争の種

もう一つの専門店は私たち労働委員会なのですが、この顧客データを作成してみると、平成四年から平成一三年までの一〇年間の審査事件（民間企業関係）の新規申立て件数では、一〇年間で年平均一件以下というのが一〇地労委、一件を超えて二件以下というのが一四地労委、二件を超えて五件以下というのが一三地労委ありました。ここまでを累積すると五牛以下が三七地労委で全類を伝統的な区分で分けると、権利紛争か利益紛争か、個別紛争か集団紛争か、経済紛争か政治紛争かというふうに分けるわけですが、以上のような率から見ますと、今我々に要求されているのは、その出発点は出発点しながらも、新しい方向性によつて現実の労使関係問題についての価値判断を下して、そこにに基づく実践的判断をするという行動ではないかと思います。

体の七八・七%、一件以下といふところが、そういう意味で、本日の運営委員長報告

二一・三%ということになります。また、に対する質疑応答時に福岡地労委の労働者命令決定件数を見てみると、この一〇年 委員の中村委員からこのワーキンググループの期間中、一件も命令を発したことがない との報告は報告しながら、さらにその報 というものが一地労委、八ないし九年間なかつ 告の限定性に対して、どのように労働委員たというのが一二地労委、五ないし七年間 会が真に救済を求める労働者のために開かなかつこ、うつば一六地労委あります。これらのとて機能するのか、そのつなぎ

なかつたといふのが一九地労委で、それでのとして機能するかしないかを、以上で二九地労委で、全体の大一・七%になるかと思います。直近のところで、この五年間において命令決定がなかつたといふのが五地労委、この三年間命令決定がなかつたというのが九地労委あります。

これがものとして機能するかしないかをきちんとやるべきではないかという御指摘があつたと思いますが、これはまさに労働側全体の意見でもありますので、この点をさらに念押し的ですが申し上げて、第一ラウンドの発言に替えていただきます。

調整申請件数においても、この一〇年の  
ありがとうございます。  
ヨリ二年間の半数をこえ、三五%近く  
の販売実績(コード・インテック)へ

民間企業関係の件数をみると、年平均一〇〇件以下だったのが三六地労委です。五件以上だつたのが一二六件であります。それでは引き続きまして、下だつたのが地労委は二二地労委で、全体 大友委員にお願いします。

の四六・八%を占めます。あつせん申請件数では、年平均一〇件以下で切ると三八地労委で八〇・九%、五件以下で切ると二二〇大友委員（岩手・労）この問題についてでは、先月、北海道・東北ブロックの総会にて、議題として取り上げて意見交換してい

ます。また岩手地労委においても総会で論議していますので、それらを参考に本日発言させていただきたいと考えてました。しかし、残念ながらどちらも意見はまとまりませんでしたので、本日は私見を中心にして、まず制度基本問題検討ワーキンググループ報告書の中で意見のまとまらないかった審級省略の問題を中心に述べさせていただき、次に、もう一つの争点である強制権限の行使要件について、若干触れさせていただきたいと思います。

まずははじめに、私なりに労働委員会とは何か、そしてユーザーは何を期待しているのかと考えてみたところでをお話しします。労働委員会制度は、裁判と異なる公労使三者構成の専門的な行政委員会として、団結権保障、団結権侵害救済の役割を果たし、命令や和解を通じて多くの労使紛争を解決し、正常な労使関係安定の形成にこれまで大きな役割を果たしてきました。このことは、今さら私が申すまでもなく皆さん意見が一致することだと思います。

では、何を期待して申し立てるのか。これは微妙に違うところがあるかもしれません  
が、基本的には審査・調整事件とも同じ  
だと思います。安く、早く、そして気軽に  
利用できる行政サービス機関として労使紛  
争の仲立ちをしてもらい、今後の労使関係  
安定につなげたいという思いは同じではな  
いかと考えます。それがなぜ年々利用が少

都市圏に集中する現実があり、今松井委員が言われたように、地労委の中には年間の申立てがゼロ件のところもある。これでは開店休業と言われても仕方がないのではないか。組織率の低下という問題もありますが、それは別にして、決して私は労使関係が安定して紛争が少なくなってきたとは思っておりません。様々な規制緩和の中で、むしろ労使紛争の可能性が高まっていると言つても過言ではありません。労働法の改正やグローバル経済の中で、市場経済万能主義により弱肉強食の社会になり、弱い者にしわ寄せがくる世の中になつてきています。

労使関係においても同じことが言えるのではないでしょうか。その表れが個別紛争の増加ではないでしょうか。その意味で時代のニーズにマッチして多くの地労委で個別紛争の取扱いを開始したことは、高く評価されいいのではないでしょうか。半世紀以上にわたり、労使関係の安定に大きく寄与してきた労働委員会は、今後も時代のニーズにマッチした機能を取り入れ、裁判以外で紛争を解決できる素晴らしい制度として拡充するべきであると考えています。

報告書の中で、一番の争点になつてている迅速化の問題としての審級省略の問題ですが、冒頭に申し上げたようにプロック総会においても意見が分かれたところです。ブ

ロツク総会では第三案と第四案が意見として多く出されたところです。迅速化イコール審級省略と考えられているくらいがありますが、私は、根本的には労働委員会制度が半世紀以上経ち、様々な点で制度疲労を来していると思うところがあります。労働委員会制度の目的から見直し、抜本的な改革をしない限り、単なるシステム見直しでは不十分で迅速化にはつながらないものと考えます。もう一度原則に立ち返って労働委員会を見つめ直し、必要があるところは変えるということが必要ではないかと考えているところであります。

この審査の遅延の問題につきましては、既に三五年前の一九六七年の第二二回全学委総会において問題提起され論議が重ねられます。しかし、それ以降も処理日数は増加を続け悪化の一途をたどっているところを認め労委規則が改正されたことになつております。私は、この遅々として進まない現状から漸次脱却することが必要ではないかと考えております。

このため、結論的には、当面は「現行制度を維持した上で、中労委命令について地裁を省略する」という第二案を支持したいと考えています。初審も再審も審査事件の四分

の三が和解で終結している現状からすると、再審査前置より和解機能を残すべきと考えたところであります。

そして最終的には、二〇〇年の歴史があるイギリスの助言斡旋仲裁局のACASや、ドイツの労働裁判所のような制度を、日本にも導入すべきではないかと考えております。そういうことによって、三名の合議体により使用者側の信頼も得られるのではないかと考えます。調整機能は従来どおり労使関係の安定と健全化実現の機能を主眼にし、審査機能は準司法的機能に近づけるべきであると考えます。中労委から高裁へのルートはハードルが高く、審級省略は専門的行政機関についてのみ認められていくとのことです、そのためにもワーキンググループが指摘している、中労委の改革が必要となるところであります。委員の一部常勤化、専門家も含めた事務局体制の強化、そして新証拠の提出制限や実質的証拠原則の導入等は、最低限、制度導入に向けて検討すべきと考えます。

次に強制権限の行使要件、命令の実効性確保についてですが、これもプロック総会で大きく意見が分かれたところであります。積極的にするべきという意見と慎重にするべきという意見とに分かれたところであります。

私は、現在、和解機能、調整機能が労働委員会の最も大きな特徴であり、労組法第二二条の強制権限の行使には慎重であるべき

省略により中労委からは高裁へとなつた場合、逆に積極的に行使すべきと考えます。准司法機関として労働委員会が変革していけば、おのずと裁判段階で労働委員会命令が覆されるケースが少なくなつていい、結果的に救済命令の暫定的な履行確保を図る緊急命令制度の形骸化も解消されるものだと思います。裁判とは違つて、法律違反の指摘だけではなく、今後の労使関係のルールを作つていく上で中労委は大きな役割を果たしていると考えます。

○金谷委員（中労委・使）既に四人の先生方から御発言がありましたので、できるだけ重なる部分は割愛してお話をしたいと思います。

いけば、おのずと裁判段階で労働委員会命令が覆されるケースが少なくなつていき、結果的に救済命令の暫定的な履行確保を図る緊急命令制度の形骸化も解消されるものだと思います。裁判とは違つて、法律違反の指摘だけではなく、今後の労使関係のルールを作つていく上で中労委は大きな役割を果たしていると考えます。

いま司法制度改革と相まって労働委員会の存在意義、その制度存続が問われると言つても過言ではありません。これまでのワーキンググループの論議を無駄にしないためにも結論を先送りするのではなく、本日の

全労委総会において意見統一を図り、これ  
ができないのであれば最低でも今後の方針  
を確認し、労働委員会として早急に結論を  
出し、自ら改革するべき時期ではないかと  
申し上げまして、簡単ではありますか私の  
発言とさせていただきます。

中の事務局長報告にありましたとおり、労働委員会段階では二倍から三倍以上の日数を要しております。果たしてこれで、労働の問題が裁判段階での審級省略をしようと思えば、かなり取消率が下がつて来ないと難しいの

救済を行つてゐる制度という面で国民の信頼に応えるものになつてゐるのかとなると、化の問題と取消訴訟の問題と二つあると思

非常に大きな問題だらうと思います。そういうことから、労働委員会制度のあり方をどうするかという問題もあるわけですが、仮に現状の制度を前提としても、この制度審級省略の問題については後ほど須藤委員がお話になるので、あまり詳しくは申しませんが、中労委での再審査の後地裁を省

に關係している公労使の委員、事務局も含めて關係している方全員が、この労働委員会をどうしていくかということを本当に真略して高裁にというお話をあります。これも、今申したことが当然背景にあるわけでですが、やはり非常に難しいのではないかと

剣に考えて、その自己改革に真剣に取り組むということが必要なのではないかと思います。特に中労委再審査の取消訴訟については東京地裁が扱うわけですが、ここは労働関係部というのは非常に充実しています。

審級省略の問題もありますが、私は審級省略を考える前に、まず労働委員会段階での審理期間を短くする・審理の迅速化を図ることが大きな前提条件ではないかと思います。審理期間が非常に長くかかるつていることは非常に難しいのではないかと考えてますし、専門家の裁判官が揃つており、むしろ東京高裁のほうが労働事件については弱いのではないかということを考えると、東京地裁を飛ばして高裁に持つて行くといふのは非常に難しいのではないかと考えて

現状をそのままにして、裁判所段階の審級省略をするということは到底裁判所の理解を得られないと思いますし、そういう形で、また、労働委員会段階での二審制を一審制にしたらどうかということで、全国重要

国民の理解を得るということ也非常に難しいのではないかと思います。一方の問題として取消訴訟の問題があります。取消訴訟の取消率については、裁判所サイドは六〇%ぐらいが取り消されてい るのですが、労働委員会の資料によります。取消訴訟の取消率については、裁判所サイドは六〇%ぐらいが取り消されてい るのですが、労働委員会の資料によります。裁判 事件は中労委、それ以外の事件は地労委と いうような案も出ているわけですが、しかし し、これも非常に難しいのではないかと思 います。というのは、地労委の命令に対し て中労委に再審査を求める不服率もかなり 高くなつており、同じ行政救済、同じ労働

委員会の枠の中で、さらに再審査を仰ぎ利用したいという人の希望をそういう形で断ち切るというのは非常に問題があると思います。それから、先ほどお話を聞いていましたが、長年にわたって事件がない地労委もあつて、中労委から見ていると、地労委から出でてくる命令にかなりばらつきがあるということもあります。さらに、仮に先ほど申し上げたような形で労働委員会を一審制にすると、地労委から地裁へ行く率が非常に高くなるだろうと思いますが、果たして各地労委に行政訴訟に対応する体制があるとなると、これもまた数が増えてきたらずれにせよ利用者の立場から考えれば、労働委員会の制度を十分に使って、救済を仰ぎたいという期待に応えるということは必要なのではないかと思います。

迅速化の問題については、中労委では「不当労働行為事件審査の迅速化等に関する公労使による懇談会」というのが設けられて検討が進められ、先般、そのまとめられたものについて説明を伺いました。東京、大阪の地労委でも、同様の検討が進められていると聞いていますが、中労委のものについては、私は非常によくまとまっていると思います。全体として審査期間を半減することを狙っているわけですが、問題はこれをどう実行していくかということです。これも公労使の委員、事務局が真剣にこれ申し上げたことを從来以上に丹念にやり、その中で公労使の委員が緊密な意思疎通を図つて、それぞれの事件にどう対応するかという方針をまず明確にすべきではないかと思います。このことがその後の審理の迅速化にもつながつて来ると思います。

一番問題なのは、結審してから命令が出るまでの期間が非常に長いということで、全処理日数八九五日の中でこれに五七二日、六四%の日数がかかっているわけです。（平成二三年一月～七月）これについては、先ほど申し上げたように事務的な検討も進められていますし、その中で改善が図られていくと思いますが、事務局体制の強化については、職員の人事ローテーションその他の関係があつて難しいわけです。専門的な職員の方を養成するとか、あるいは職員

に対応するということではないと、簡単に実現するものでないと思います。

特に感じたのは、実際に事件を担当していて、例えば初回調査に入るまでの期間もかなり長いわけです。その段階で中労委の場合は再審査ですから、当然地労委段階が一つ入っているわけで、その書面をよく調べるとあるいはその経緯を調べるといいます。

日程調整については、これも今までの経験から感じることですが、調査なら調査、審問なら審問が終わつて、その次の日程を入れようとしてもなかなかうまく行かない

わけです。代理人の弁護士さんの日程が合

わない、委員の方の日程が合わないとかいわゆるあるわけですが、私は複数回の日程を最初に決めてしまっては、それができないか、これであれば、例えば三、四カ月の間に三、

四回とか日程を消化できるようになるので

はないかと思います。それから中労委の迅速化懇談会の検討結果にも出ておりますが、代理人が複数の場合には、代表の代理人の代理として、とりわけ地裁の段階における審理省略を行うべきだという意見があります。

要するに、迅速化のために審級省略を行

うべきですが、果たしてこの方策が迅

速化のために真っ先に取り上げられること

が妥当であるかどうかについて、考えてみ

たいと思います。

○須藤委員（東京・使）私の発言が一番

かと思います。

それと調査、審問、さらに結審から命令

最後になつてしまつたので、これから

私が言つることは今まで発言された方と若干

は御容赦願いたいと思います。ワーキング

シップと言いますか、強力なリーダーシッ

プが迅速化のためには欠かせないのでな

いかと思います。日程調整その他についても審査委員のリーダーシップがほしいと思

います。

これがに対する意見としては、三つあります。まず第一番目は、報告書の「第三 再審査及び行政訴訟のあり方の検討」の「一

はじめ」という箇所ですが、不当労働行為事件については、労働委員会の命令に

重なるところがあると思いますが、その点

は御容赦願いたいと思います。ワーキング

グループの中では審級省略の問題が一つの

大きな問題点として論議されましたので、

ここに焦点を合わせて発言させていただ

きたいと思つております。

これに対する意見としては、三つあります。まず第一番目は、報告書の「第三 再

審査及び行政訴訟のあり方の検討」の「一

はじめ」という箇所ですが、不当労働

行為事件については、労働委員会の命令に

重なるところがあると思いますが、その点

は御容赦願いたいと思います。ワーキング

シップが迅速化のためには欠かせないのでな

いかと思います。日程調整その他についても審査委員のリーダーシップがほしいと思

います。

これがに対する意見としては、三つあります。まず第一番目は、報告書の「第三 再

審査及び行政訴訟のあり方の検討」の「一

はじめ」という箇所ですが、不当労働

行為事件については、労働委員会の命令に

重なるところがあると思いますが、その点

は御容赦願いたいと思います。ワーキング

シップが迅速化のためには欠かせないのでな

いかと思います。日程調整その他についても審査委員のリーダーシップがほしいと思

います。

これがに対する意見としては、三つあります。まず第一番目は、報告書の「第三 再

審査及び行政訴訟のあり方の検討」の「一

はじめ」という箇所ですが、不当労働

行為事件については、労働委員会の命令に

重なるところがあると思いますが、その点

は御容赦願いたいと思います。ワーキング

シップが迅速化のためには欠かせないのでな

いかと思います。日程調整その他についても審査委員のリーダーシップがほしいと思

います。

これがに対する意見としては、三つあります。まず第一番目は、報告書の「第三 再

審査及び行政訴訟のあり方の検討」の「一

はじめ」という箇所ですが、不当労働

行為事件については、労働委員会の命令に

重なるところがあると思いますが、その点

は御容赦願いたいと思います。ワーキング

シップが迅速化のためには欠かせないのでな

いかと思います。日程調整その他についても審査委員のリーダーシップがほしいと思

います。

これがに対する意見としては、三つあります。まず第一番目は、報告書の「第三 再

審査及び行政訴訟のあり方の検討」の「一

はじめ」という箇所ですが、不当労働

行為事件については、労働委員会の命令に

重なるところがあると思いますが、その点

は御容赦願いたいと思います。ワーキング

シップが迅速化のためには欠かせないのでな

いかと思います。日程調整その他についても審査委員のリーダーシップがほしいと思

います。

これがに対する意見としては、三つあります。まず第一番目は、報告書の「第三 再

審査及び行政訴訟のあり方の検討」の「一

はじめ」という箇所ですが、不当労働

行為事件については、労働委員会の命令に

重なるところがあると思いますが、その点

は御容赦願いたいと思います。ワーキング

シップが迅速化のためには欠かせないのでな

いかと思います。日程調整その他についても審査委員のリーダーシップがほしいと思

います。

これがに対する意見としては、三つあります。まず第一番目は、報告書の「第三 再

審査及び行政訴訟のあり方の検討」の「一

はじめ」という箇所ですが、不当労働

行為事件については、労働委員会の命令に

重なるところがあると思いますが、その点

は御容赦願いたいと思います。ワーキング

シップが迅速化のためには欠かせないのでな

いかと思います。日程調整その他についても審査委員のリーダーシップがほしいと思

います。

これがに対する意見としては、三つあります。まず第一番目は、報告書の「第三 再

審査及び行政訴訟のあり方の検討」の「一

はじめ」という箇所ですが、不当労働

行為事件については、労働委員会の命令に

重なるところがあると思いますが、その点

は御容赦願いたいと思います。ワーキング

シップが迅速化のためには欠かせないのでな

いかと思います。日程調整その他についても審査委員のリーダーシップがほしいと思

います。

これがに対する意見としては、三つあります。まず第一番目は、報告書の「第三 再

審査及び行政訴訟のあり方の検討」の「一

はじめ」という箇所ですが、不当労働

行為事件については、労働委員会の命令に

重なるところがあると思いますが、その点

は御容赦願いたいと思います。ワーキング

シップが迅速化のためには欠かせないのでな

いかと思います。日程調整その他についても審査委員のリーダーシップがほしいと思

います。

これがに対する意見としては、三つあります。まず第一番目は、報告書の「第三 再

審査及び行政訴訟のあり方の検討」の「一

はじめ」という箇所ですが、不当労働

行為事件については、労働委員会の命令に

重なるところがあると思いますが、その点

は御容赦願いたいと思います。ワーキング

シップが迅速化のためには欠かせないのでな

いかと思います。

私は最初の話は、以上で終わらせていたのに中心の核になる人が何人かいるという体調を取つていく必要があります。人事ローテー

ションで非常に短い期間に交替されるとい

う体制では、非常に問題があるのでない

いします。



名で、中労委事務局を通じて提出したところです。広島地労委が中国ブロック総会の開催県となつておりましたので、私から要望書の内容を紹介させていただきます。

今回の制度基本問題検討ワーキンググループ報告書では、自治事務化関係の七項目と、

命令の実効性確保関係に係る罰金等の額の引上げなどは結論が出されました。再審査及び行政訴訟のあり方など長年の懸案であつた重要事項については、意見の一一致が見られず継続検討課題とされたことは、誠に残念なことです。一方、労働委員会制度のあり方については、現在、厚生労働省の「不当労働行為審査制度の在り方に関する研究会」や司法制度改革推進本部の労働検討会で活発な議論が行われております。これら検討組織の動向は、労働委員会の今後の方に大きく影響するものと考えます。つきましては、次の事項について、全国労働委員会連絡協議会として引き続き取り組んでいたく必要があると考えますので、中国地区地方労働委員会連絡協議会の総意として要望します。

まず第一点目は、再審査及び行政訴訟のあり方など継続検討課題となつた事項について、厚生労働省や司法制度改革推進本部の検討組織に一方的に委ねることとならぬよう、引き続き全国労働委員会連絡協議会の中で検討組織を設置するなど、意見の一致がみられるよう最大限の努力をして

いただきたいということです。

二点目は、厚生労働省や司法制度改革推進本部といった検討組織との情報交換や意見調整を行つていただき、その際には、

次の方を強く要請していただきたいという

ことです。まず、地方労働委員会は、不当労働行為事件の審査において公労使三者構成を活かし、約七割が和解で解決するなど、

地域の実態に即した労使関係の将来にわたる健全化、安定化を図るために紛争解決機関として大きく寄与しております。このよ

うなことから、労働委員会制度及び労働関係に係る司法制度改革の新たな制度設計に当たっては、地方労働委員会がこれまで果たしてきた役割を十分御理解いただき、住民サ

ビスや利便性が考慮され、地方分権時代に

ふさわしい視点から考えていただきたい。

次に、厚生労働省や司法制度改革推進本部の検討組織での検討状況を速やかに情報提供していただくとともに、地方の意見、要望を反映させる機会が適宜設けられるよう配慮していただきたい。

以上が要望書の内容です。よろしくお願

いいたします。

○小家委員（北海道・使） 私の意見は、

北海道地労委としてまとめたものもありませんし、使用者委員としての統一した意

見でもありません。あくまでも私見として

発表させていたくことを申し上げておき

たいと思います。

まず最初に、労働委員会の基本的な役割について申し上げたいと思います。申します

でもなく日本的な労使関係というのは、そもそも企業内労働組合として発展してきた労働組合を介さない個人労使関係もあります。最近はコミニティユニオンへの個人加盟など、企業内労働組合を介さない個人労使関係もあります。このことは、北海道地労委における不

当労働行為事件の審理期間の短縮・迅速化につながっているだけでなく、終結後の労使関係の安定にも寄与していると考えております。

労働委員会の基本的な使命についてはワーキンググループ報告書でも、「和解解決に

ついての調整的な機能を重視して制度を運

用していくことが望ましく、これが三者構

成によって特徴づけられた独自の機能であ

る」と述べられているところです。したがつて労働委員会における紛争の解決は、勝つ

か負けるか、白か黒かという法律的な解決

のみを求めるのではなく、紛争解決後の正

常な労使関係の回復という次元から、和解

による円満な解決を第一義として取り組む

べきであると考えております。以上のこと

から、今後制度基本問題の最終報告がなさ

れる場合には、このような労働委員会の基

本的な役割をより明確にした上で労働委員

会の制度設計を行うべきであると考えます。

第二番目として、審級省略に対する基本

的な考え方について申し上げます。本報告書では四つのパターンが示されております

が、その目指すべき方向が必ずしも明確に

はされておりません。各論併記ではなく、労働委員会としての自主的な立場を明確にして、労使双方の立場を乗り越えて、労使双方の当事者の要望に応え得る改革を自らが決定すべきです。審級省略は、あくまでも効率双方の利益を考えて検討すべき問題であると思います。したがって紛争解決の迅速性を求めるために審級省略を検討すべきという視点は、必ずしも目的を得た論議ではないと思つております。すなわち地労委命令の再審査を中労委に求め、あるいは労働委員会命令の取消しを求めて司法救済に訴えるのは、あくまでもいずれかの当事者に不服がある場合になされる行為であり、そのため時間が必要するのは当然の理屈です。

問題は、それぞれの機関における審理期間が長いことです。各機関でいかに処理の期間を短縮するかという視点から、取り組むべき問題ではないでしょうか。労働委員会における審査期間を短縮するためには、申立事務手続の簡素化・マニュアル化や事務局職員の専門職の養成と処理能力の向上をはじめとする審査機能の抜本的な強化に取り組むべきです。また実際の審査においては、事前に期日を設定して、審査の効率化を目指すとともに、審問と審問の間が一箇月程度に設定されている現状をより短縮するなどの努力も必要です。また代理人弁護士のスケジュールが調整できずに間隔が

一箇月以上に及ぶことなどがあり、そのことが迅速な解決を阻害している事例も非常に多く見受けられます。審査委員の強力な審査指揮が必要であるとともに、裁判とは異なる迅速な審査手続の手順化を図るべきです。

中労委と地労委の関係については、平成一〇年五月二九日に閣議決定された地方分権推進計画で、労働委員会制度に係る二審制等の現在の仕組みについては、これを維持するとされた経緯があります。したがって行政救済制度については、審級省略という次元ではなく、それぞれの役割分担の明確化という視点から改革すべきです。

労働委員会の役割分担としては、地労委段階では調整機能に比重を置いて、調整機能八、判定機能二とする調整機能重視の役割の下で、審理の迅速化を追求すべきです。

一方、中労委は調整機能二、判定機能八とする役割の下で判定機能を重視し、より専門的な立場で事件の最終処理に当たるという分担をする方式が、適切であると考えております。

第三は、強制権限の行使及び命令の実効性の確保についてです。本報告書では、強制権限を積極的に活用すべき意見と、慎重的の意見が併記されております。米国においては従業員の過半数の支持をもつた組合が排他的交渉権を持つ仕組みになっていますが、労働委員会の使命について、和解調整的な機能を重視して制度を運用すべきとい

明瞭かになると思っております。すなわち強制権限の行使をより鮮明にすると、そのことだけが制度改革の目的として浮彫りになるおそれがあり、本来の目的である労働委員会の制度設計自体が損なわれることになります。何らかの民主的な解決の精神を取り入れた改革が必要であると考えています。また複数組合が併存する場合の実際の審問においては、必要に応じて申立組合以外の他組合行為おりの規定に止め、その実効性を期すべきであると考えております。

第四は、直接報告書では触れられておりませんが、複数組合が存在する場合の取扱いについて申し上げます。企業内に複数の組合が存在する場合、いずれもが団結権の行使であると考へておらず、現行の労組法では常に平らの証人の出席を求めて意見を聴取するべきであります。この報告を

み方向について申し上げます。この報告をまとめるに当たり、平成一二年七月から二年もの長期間にわたって真摯に検討されきたことに対する対応では、ワーキンググループ

委員の皆様、研究者助言チームの皆様、そのほか事務的な作業に当たられた各位の御努力に対し敬意を表したいと思います。ところで今次の報告によりますと、地労委事務の自治事務化に伴う権限や事務の変更について、先ほど一定の方向が明らかになりました。劳働組合は、厚生労働省に対する法令改正の働きかけを行なうように決定されました。しかし、運営委員長報告にもありましたように、再審査及び行政訴訟のあり方、強制権限の行使等については、労使の立場の違いが要因となつて、いくつかの選択肢が示され又は両論が併記されているものの、労働委員会としてのあるべき方向が示されておりませ

۲۰۸

北海道地労委においても、このワーキンググループ報告に対する検討会議を開催して、先般一定の考え方をまとめたところです。これは公労使に事務局を加えた構成で運営されております。このように地労委段階でも、それぞれの取組みが行われていて思われますので、地労委段階での取組みが今後どのように反映されていくのかといふことも明らかにすべきだと思います。

以上のことからすると、このワーキンググループ報告に対する各地労委の意見、本日のパネラーの方や会場から出される御意見等を踏まえ、できるだけ早く労働委員会としての最終結論を示すべきです。その上でその趣旨に沿つて、法律や政令の改正を行なうよう関係省庁に対して要請すべきです。先ほど来お話をありますように、現在、司法制度改革の一環として、労使関係訴訟についても見直しが行われておりますが、その結論を待つのではなく、労働委員会自体が労使関係の専門機関として自主的、主体的に今後の取組み方向を決定するとともに、労使の立場を乗り越えて、労働委員会に携わる関係者の共通認識の下で取組みを推進することが必要であると考えております。

以上、今次報告に対する私の意見の発表を終わります。

労委事務の自治事務化に伴う権限・事務の変更について、事件数の少ない地労委の委員として、私自身の意見を申し上げたいと存じます。

労働委員会制度についての検討を行うため、平成二二年一月一〇日の全労委運営委員会で制度基本問題検討ワーキンググループ

と思われますので、地労委段階での取組みが今後どのように反映されていくのかといふことも明らかにすべきだと思います。

以上のことからすると、このワーキンググループ報告に対する各地労委の意見、本日のパネラーの方や会場から出される御意見等を踏まえ、できるだけ早く労働委員会としての最終結論を示すべきです。その上でその趣旨に沿つて、法律や政令の改正を行いうよう関係省庁に対して要請すべきです。

先ほど来お話をありますように、現在、司法制度改革の一環として、労使関係訴訟に

が設置され、地労委事務の自治事務化に伴う権限・事務の変更、再審査及び行政訴訟のあり方、強制権限の行使要件、命令の実効性確保の措置の四点について検討が重ねられてきました。まとまつた報告書では、労働委員会の機能が後退することのないよう十分留意することが必要であると付け加えられております。これは、各地労委の実情や他の委員会との均衡との関係で、権限・事務の変更が後退するおそれのあることが指摘されているものと思っています。

「いとも見直しが行われておりますが、そ

平成二年四月の地方分権推進一括法の

○藤原委員（徳島・労）私は、今回のワーキンググループとして意見が一致した、地的労使関係の専門機関として自主的、主体的に今後の取組み方向を決定するとともに、労使の立場を乗り越えて、労働委員会に携わる関係者の共通認識の下で取組みを推進することが必要であると考えております。

以上、今次報告に対する私の意見の発表を終わります。

施行に伴い、地労委事務が機関委任事務から自治事務となり、国と地方の関係が從来の上下関係ではなく対等と協力の関係になりました。その中で中労委と地労委の関係は、二審制を維持しつつも、地労委としての独自性が強まってきたと思います。他方では、労組法、労調法に基づく労働委員会制度の統一性の維持も重要な課題としてあります。労使紛争解決のための行政委員会が国と地方に分かれることは、地方分権の

流れを踏まえているとはいっても、地方の主体性がこれまで以上に求められることを意味します。今後は法改正が必要な委員定数や、規則改正が必要な総会の開催回数などについて機能低下が危惧され、ますます地労委の努力が問われることになると言えます。

徳島県における実情を申し上げますと、定例総会については毎月二回、第二、第四木曜日に開催いたしております。その他の会議については、必要な都度開催していくます。平成一一年から本日までの四年間の各会議、総会、公益委員会議、あつせん、調停、調査、審問、和解などの回数は計一八二回で、年間平均四五回、出席委員延べ一、三二一人、年平均三三〇人、出席率八二・九%となっております。また四年間の調整事件、不当労働行為事件は合わせて二四件で、件数は極めて少なくなっているところです。ちなみに平成一四年一月からスタートした個別の労使紛争に係るサービスについては、既に一七件の案件の処理を済ませています。さて、この実態にあります。こうした状況の中では、昨年と今年の六月、県議会経済委員会において、定員数や総会回数、件数、委員の報酬等が取り上げられ、費用対効果についての質問が出されるという現状にあります。今まで機関委任事務として國の庇護の下に置かれておりましたが、今後は自治事務として議会の場で直接審議を

されることになります。事件数とそれに伴うコストパフォーマンスが大きな焦点になると考へています。

今回のワーキンググループの検討に当たっては、ワーキンググループ長に対し、一一都道府県地労委事務局長連絡会議から、地労委事務の自治事務化に伴う改善の要望が出されています。要望の趣旨としては、地方公共団体の自主性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためとして、一五項目の要望が出されています。とりわけ中労委の優先管轄権について、地労委と中労委の役割分担を明確にし、優先管轄権を廃止し、全国的に重要な問題に係る事件の基準を明確にするとともに、地労委から中労委への移送規定を作ることや、規則制定権を地労委に付与し、地労委に関わる事項は基本的に地労委が定めることなどが地方分権の趣旨であると要望しています。

今日、失業率が五・四%と高止まりの状況にありますし、解雇やリストラなどにより労働問題の発生する可能性が極めて高いことから、労働委員会の役割が重要な段階に入っているのではないかと思います。冒頭にも申し上げましたように、労働委員会の機能が低下しないような全国的な努力が必要になることを訴えて、私からの討論の参加の発言にさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

○山岸委員（福井・労） ただ今のパネラーの皆様の御報告、御見解あるいは会場の皆様の御発言等を踏まえ、ワーキンググループの報告に対する要望を申し上げたいと思います。

私は昨年一〇月、個別的労使紛争制度をテーマとしたILOの海外労働事情調査に参加してまいりました。イギリスのACAやイタリアで、大学の専門家、使用者団体、労働者団体等からレクチャーを受けてまいりました。その中で、これはイタリアに行つたときのことです。学者なり各団体の方が最後に、「いろいろあるけれども、日本の中身を是非我々に教えてほしい。のために日本まで行きたい」とおっしゃっていたのが非常に印象に残っています。すなわち日本の労働委員会制度というのは、非常に素晴らしい機能を持つ方が最も多く、非常に印象に残っているということを、改めて考えさせられたわけです。

全国の地方裁判所や都道府県労働局には、多くの訴訟や労働相談、紛争処理といった問題が持ち込まれています。私どもの小さな町、小さな県である福井県においても、同様の傾向があることは承知しております。は、労働委員会における取扱事件が、非常に少ない状況にあります。実際に労働問題はいくつもあるのですが、労働委員会が活用されず、その有能な機能が発揮できていません。

今グローバル経済が進展する中で、各企業においては生き残りをかけた経営効率化戦略が展開されておりましたし、地方行政においても、地方分権の進展や財政難という中で地方行政の効率化やスリム化が進められております。先ほどパネラーの方によると、おっしゃつておりましたが、私としてもこのような流れの中で、私たちの労働委員会といふ危惧を抱いております。事件の多い都市圏では、労働委員会といふものが継続して存続して、事件の少ない地方は地方行政ではなく他の機関あるいはブロックごとにとう対応がなされるようになつては、本來の趣旨が歪んでしまうのではないかと思ひます。

午前中にも福岡県の労働者委員から発言

がありましたし、会場の皆様からもたくさ

めの発言がありました。司法制度改革が着

実に進む中で制度間競争に入つております。

今労働委員会自らが社会的な変化を敏感に察知しながら、ワーキンググループの中

で実施して、その存在をPRしながら、積極的に取り組んでいるところです。

いただき、これらの諸課題に対し、是非、

等も実施して、その存在をPRしながら、

私は申し上げた内容を受け止めて

います。

○浦委員（福岡・労） 結論を先に申し上

げてから、要望とさせていただきたいと思

います。午前中に福岡の中村委員が言われ

ました。大きな要望としては、先ほど中国

で、労働側の立場から議論を行つてまいり

ました。大きな要望としては、先ほど中国

で三論併記なり、意見の違いが残されたま

ま報告書として出されていく場合、今から

やはり労使委員の立場によって、いろいろ

いましました。

り巻く情勢としては、労働事件の参画制等

の大きな役割ではないかと思つております。

しかし、司法制度改革が進む中で、地労委を取

り自身もワーキンググループの一員とし

て、労働側の立場から議論を行つてまいり

ました。大きな要望としては、先ほど中国

で三論併記なり、意見の違いが残されたま

ま報告書として出されていく場合、今から

やはり労使委員の立場によって、いろいろ

の意見の違いがあるのは当然です。しか

るな意見の違いがあるのは当然です。しか

破壊されていくという、大きな問題があるわけです。そういうことを考えながら、再審査制度なり審級省略の問題、強制権限の問題も含めて、もつともっと地労委の機能を高めていくという意見を申し上げてきましたところです。

福岡地方労委の不当労働行為の新規申立件数は、平成一二年の一三件のうち、団体交渉関連が九件、約七割となつております。調整事件でも、団体交渉関係の事件が五年間で約四割でした。不当労働行為の中身としては、調整なり和解の中で解決していく問題が多くあるといふのは、そのとおりです。紛争が長期化しないためにも、労使關係の安定、労使の労組法第七条に基づく正常な労使関係づくりということとで、早めに解決していきたいというのが基本です。その上に立つても、どうしても長期化していく問題もあります。結論は別としても、この総会の中で、残された問題がもう一步前進していくような協議会のようなものが設置できますように、是非要請したいと思い

もう一つは、ワーキンググループに入つてつくづく感じるのですが、事件数の少ない地労委で、機構改革といつても、本当に地労委が地域の労働者の皆さんとの相談・事件解決の窓口になつていけるか、今日の雇用情勢の中で不当労働行為事件や、いろいろな個別紛争事件が拡大していく中で、ど

な活動も、相互にきちんと関係を持ちながら、指導をしていかなければならないと思います。そういう意味では事務局の手続の簡素化なり、広報活動等の問題も含めて、地労委が本当に不当労働行為事件など労組法を守る、労働組合結成に対してもどれだけ皆さんにわかるような説明ができるのかということも含めて、きちんと取組みを進めていかなければいけないと考えております。労働組合の組織率は我々の問題ですが、労働組合そのものが地労委に事件をかけないという、私どもの問題もあります。相互にそういうった問題も出しながら、是非地労委が本当の意味で救済機能その他の機能が確立するようお願い申し上げて、提案とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○水谷委員（東京・労）　お話をずっとお伺いしていく中で、先ほども使用者側委員の方が言われましたように、これで今後、労働委員会がどうなるのかという危機感があります。私は労働委員会制度のあり方に関する検討委員会からワーキンググループまで、ずっとと参加させていただきましたが、あります。方検討委員会のときには、おそらくかなりの議論は個別的労使紛争を労働委員会で取り組むかどうかというところに収斂しました。残念ながら東京はまだですが、お蔭様で全国の地労委の御努力により、ほと

などの地労委で新しい取組みとして、個別労使紛争の解決サービスを行うようになりました。これはやはり時代のニーズを労働委員会として、どう取り組んでいこうかという改革だったのだろうと思ひます。ところが労働委員会のもう一つの役割を今後どうするのかという問題に関しては、残念ながらワーキンググループでは、それに明確にこたえることができなかつたというのが事実だらうと思います。諏訪先生が座長をされている厚生労働省の不当労働行為の研究会では、種々の課題が提示され、全国の地労委にも回答が求められました。本来、これは労働委員会として我々も考えなければならぬ課題なのですが、残念ながら不当労働行為の審査制度を、厚生労働省という国のほうで検討されている。もしも司法制度改革なり、厚生労働省のほうで議論が進行して、それに対しても我々労働委員会側は、座してその回答を待つだけなんかということになつたら、何のための労働委員会かという問題になるだらうと思います。

できることはおそらくたくさんあるのだろうと思つております。先ほどから迅速化というのは、審級省略で解決できる問題ではないといふお話をあります。私も実はそのとおりだと思つております。審級省略ではない迅速化のやり方はいくらでもあるわけですが、それを具体的にどうするかとい

うものが、残念ながらまだ指し示しきれていません。中労委のご努力がどうなつておられるかは分かりませんが、例えば都労委においては先般まで、拡大幹事会に迅速化の部会を設け、総会で確認をいたしました。結審から三ヶ月以内に、公益委員会議に令書案を出そうではないかとともに会を設け、総会で確認をいたしました。東京は、全国とは非常に異なつた実情があります。今年も一月からこの一〇月末までで、一一〇件の新規の不当労働行為事件申立てがありました。各側一三名、事務局が必死にやつても、月に二回同一事件日程を入れると、本当に大変な状況になります。また控室も足りない、審問室も足りないというぐらいに厳しく事件が増えている中で、これをどう迅速化できるか。笑い話ですが、もう公益委員のなり手はいないのではないかと噂されるぐらいです。使用者側や労働者側は過半数以上OBの方に委員になつていただいているのですが、公益の方は皆さんが現職をお持ちです。それでも本当に苦労をされながら、一生懸命事件を解決するためにはご努力されています。この中でどういう形で迅速化できるかというのは、なかなか難しい作業です。

う詰めていくか、いかに速い判断を持たせていくかという和解のやり方なり考え方なり、実はもつともつと詰めていくべき課題は残っているのではないだろうかと思います。全労委としても、その努力をもつともつと協議し、進めていく。例えば審級省略なり何なりを考えても、すべて労働組合法の改正が必要になっていくわけで、実現までにどれだけかかるか分かりません。その前に労働委員会でできることをやつていきたいと思っております。

そこで何点か要望があります。一点目は、これはずつと言い続けて、なかなか御回答いただけないのですが、全国重要事件の中労委での初審を、是非ともお願いできないうだらうかということです。これは審級省略とは別問題です。そういう労委規則第一八条の規定があるわけですから、なぜこれを中労委にやつていただけないのか。先般もまた東京で、三党声明の関係でJRの個人申立てがありました。三党が国労に対し四党合意を受諾させるために与党三党が強い申入れをしたということが、不当労働行為であるという事件です。総会や担当三者委員で協議し、中労委のほうでこれを初審として扱つていただけないだろうかといふお願いをしているところです。もしJR事件が初審を地労委ではなく、全国的な案件ということで初審を中労委としていれば、私はもっと迅速な解決とか、あるいは別の

う詰めていくか、いかに速い判断を持たせていくかという和解のやり方なり考え方なります。

また、今般、JR昇進・昇格差別事件に対し既に四つの地労委で命令が出ておりましたが、四つの地労委とも全く命令内容が違っています。長期間にわたって地労委が審査したものを見、さらに中労委が長期間にわたって審査することになります。さらに東京も命令の準備をしておりますが、判断がつくためにはどれだけの時間がかかることがあります。

そこで何点か要望があります。二点目は、昇格差別に関わって定年を迎えてしまう労働者が実際にいるわけですから、こういう問題に対する迅速な処理のためには、やはり私は中労委が初審となるべきだと思います。全国重要事件の中労委初審というのは、是非とも実施していただきたいと思います。

これはできるだけ早く、法律の規定にもうございました。それでは、ほかに御意見はありませんか。これは非常に抽象的にしか定められていないので、十分やり切れない」とおっしゃった御意見をいただきたいと思います。当初の予定は五分でございましたが、少し時間になれば五分という時間を多少緩やかに解しながら、御意見をいたります。

それからもう一点。労裁会議の復活を、何度もお願いしてまいりました。既に各地労委では、個別の労使紛争の取組みに当たつます。よろしくお願いいたします。

○須藤委員（東京・使） 私が話そうと思つては、都道府県労働局が呼びかけて、地方の地裁なり簡裁なりが入つて協議をされていましたことは今までの討論の中で出ているので、要約してしゃべらせていただきます。

で裁判所との間の協議ができるのなら、是非とも中央の段階、あるいはほかのレベルでも再度、労裁会議の検討があつてかかる

形の解決があつたのではないかと思つておられます。

また、今般、JR昇進・昇格差別事件に對し既に四つの地労委で命令が出ておりましたが、四つの地労委とも全く命令内容が違っています。長期間にわたって地労委が審査したものを、さらに中労委が長期間にわたって審査することになります。さらに東京も命令の準備をしておりますが、判断がつくためにはどれだけの時間がかかることがあります。

そこで第一議題ではあります、JR昇進・昇格差別に関する件で、私の発言と問題に対する迅速な処理のためには、やはり私は中労委が初審となるべきだと思います。全国重要事件の中労委初審というのは、是非とも実施していただきたいと思います。

これはできるだけ早く、法律の規定にもうございました。それでは、ほかに御意見はありませんか。これは非常に抽象的にしか定められていないので、十分やり切れない」とおっしゃった御意見をいただきたいと思います。当初の予定は五分でございましたが、少し時間になれば五分という時間を多少緩やかに解しながら、御意見をいたります。

それからもう一点。労裁会議の復活を、何度もお願いしてまいりました。既に各地労委では、個別の労使紛争の取組みに当たつます。よろしくお願いいたします。

○須藤委員（東京・使） 私が話そうと思つては、都道府県労働局が呼びかけて、地方の地裁なり簡裁なりが入つて協議をされていましたことは今までの討論の中で出ているので、要約してしゃべらせていただきます。



一層そっぽを向かれ、開店休業の状態が続  
き、気が付いたら大都市でしか地労委が存  
在しないと、そういう存亡の危機を今一度  
認識いたしまして、そのための改革が今必  
要だということを今一度強調したいと思いま  
す。いま世の中はグローバル化の中で、  
スピードが大きな付加価値を生む時代であ  
ります。従来一〇年一昔と言われておりま  
した。しかし現在はドッグダイヤーと言われ  
るくらい、一年が従来の七、八年のスピー  
ドで世の中が変化していると言つても過言  
ではありません。そういう中で労働委員会会  
の平均処理日数が、地労委の初審と中労委  
の再審査とを合わせて二、二四三日、約六  
年二カ月となっています。これでは本来の  
救済機能を果たしていないと言われても仕  
方がないと思います。私は地労委一年、中  
労委一年ぐらいのスピードで終結しないと  
駄目だと思つています。

現行法でも可能との先ほどの発言には、私も同感であります。審査の迅速化についてもはもはや実行の段階であり、先送りは論外であります。

そして会場からも発言がありましたように、意見の分かれた部分の今後の取扱いが今は重要ではないかと考えているところです。また、そのためにも、中労委の公益委員に強力なリーダーシップを發揮していただき、和解で結審できることを強く望んで、言葉の過ぎた部分については御容赦いただきまして、私の意見とさせていただきます。

○松井委員（中労委・労）　先ほど労働委員会の今日的なテーマについて申し上げましたが、この二回目は具体的な問題について申し上げます。

まず審級省略についてです。ワーキンググループ報告書の中の第三の三「審級省略についての考え方」で、審級省略の導入に当たつての課題と今後の検討に向けて記されております。そこでは労働委員会の自己改革の問題を提起しています。大友委員の話にもありましたように、スピードが大変価値のある時代です。しかし拙速であつてはいけないということも裏側に付いております。誰もが認めるような、認められるようなスピードが必要なのではないかと思つていています。

そもそも審級省略は、二〇年前、この今労委総会の要望として中労委から高裁への

審級省略を求めているわけですから、古くて新しくて、新しくて古い制度課題であることは間違ひありません。これはここにもあるようだに、自己改革をしながらといつことになるわけですが、その「自己改革」というのは何かということです。

これには、質的な面と量的な面があると思ひます。まず量的な面で言うと、期日の日程調整で期日が入らない。なぜかと言えば、公労使と申立人側と被申立人側の五者が複数代理人の場合はこれがもっと増えるわけですが、その調整がつかなければ証拠調べが始まらないというスピードなのです。つまり救済制度として見た場合に、このスピードの差というのは機能不全を顕著に象徴しているわけです。

こういった問題一つにしても、どうしたら解決されるのか。審査のスピードということをいろいろ言われますが、手続の最初がこういうことなのですから、ここに問題があるのです。しかしこの改革は、使用者側委員とか労働者側委員という、参与をする者にはできないわけです。公益委員なのです。公益委員の方がスピードというものでどのように認識されるのか、必要とされるのか。そして先ほど来いろいろ発言が出ているように、救済を求めている人たちの立場に立った対応ができるかということだと思います。それができなくて審級省略といつてもできるはずがないのです。

やはり我々から自己改革をしなければ駄目です。例えば、民事訴訟の最高裁の上告が事実上の許可制とも言うべきあり方に変わってきたいるようみえ、裁判制度が事実上二審制的になつてきていると思うのです。また、司法制度改革推進本部では、すべての裁判の初審判決を二年以内に終えることを努力義務とする裁判迅速化促進法を来年の通常国会に提出するということです。それに先立つて既に高裁の段階では、一審判決について五〇日以内に、不服を記載した書面の提出を求めています。そういったスピードの上に立つて、迅速な結審、迅速な和解というものが行われているのだと思うのです。私どもは相変わらず、一〇年前も二〇年前も変わらないようなスピードでやつてゐるとするなら、これは取り残されるのは必然だと言わざるを得ません。これは、ある面の機能不全を回復していく、救済制度とし機能不全を変えていくという量的側面です。

やはり我々から自己改革をしなければ駄目です。例えば、民事訴訟の最高裁の上告が事実上の許可制とも言うべきあり方に変わってきたているようみえ、裁判制度が事実上二審制的になつてきていると思うのです。また、司法制度改革推進本部では、すべての裁判の初審判決を2年内に終えることを努力義務とする裁判迅速化促進法を来年の通常国会に提出するということです。それに先立つて既に高裁の段階では、一審判決について50日以内に、不服を記載した書面の提出を求めています。そういうたったスピードの上に立つて、迅速な結審、迅速な和解という行われているのだと思うのです。私どもは相変わらず、10年前も20年前も変わらないようなスピードでやつてゐるとするなら、これは取り残されるのは必然だと言わざるを得ません。これは、ある面の機能不全を回復していく、救済制度とし機能不全を変えていくという量的側面です。

正証書を作れば、その内容が強制執行できるというのに比べると、我々のほうの命令の確定というのは強制執行付きの最終的な命令とはなっていないのです。つまり、私も経験したことなのですが、改めて裁判を申し立て、その上で判決を得て、初めて原状回復が始まるということであり、労働委員会の行政処分の無力さというか、非力さというものを嫌といふほど味わわれるわけです。ならば、これも一つは質的な面からスピードが必要であるということになるはずです。もつとも、もしここで確定力を持つようなものを作るとすれば、その命令にはかなりきちんとした中身がなければいけないのではないかと思います。

こういったように、今の労働委員会には、いろいろと自分たちでやればできることがたくさんあるのではないかと思います。そういう面で、公益委員が変わつていただきたい限り、参与委員というのは、我々がどんなに変わろうと言つても非力だといふことを、私はこの四年間中央労働委員会について実感したところです。これを否定される方がいるのなら是非おつしやつていただきたいと思います。まさに労働委員会改革は公益委員から始まるということをこの総会では確認をお願いしたいと思います。終わります。

○野田委員（福岡・公）以前からこの迅速化の問題というのは、労働委員会の大き

な課題になつていて、私などがまだ学生の方について全国の実態調査をされて報告書を書かれたことを思い出しました。そのときはそのときで、迅速化についての非常に重要な課題があつたわけでしょうけれども、今回の場合は、一方で地方委事務の自治事務化という問題提起があつて、労働委員会の制度改革に関する議論が生じ、迅速化とのスピードが必要であるということになるのが特徴ではないかと思うわけです。

今回のワーキンググループの報告書については、これまで審議省略について「四論

併記で態度がはつきりされなくて残念だ。」

といふ御指摘がありましたが、よく読むと結構そうでもないという気もするわけです。

私が先ほど申し上げたことに関連するので

すが、この四論併記の後に、「全国の労働

委員会が、安定的な労使関係の形成に関する専門的機関として、不当労働行為の審査

に関する限りは一つの統一的な制度にまとまり、裁判所に対しても不當労働行為の正否

について統一的な専門的判断を提示できる

体制を構築することが必要である」とされ

るためにも「地労委が労働委員会制度の

強化の観点からそのような体制を支持する

ことが前提となる」ということも書いて

あります。制度の枠組みに関しては確かに

四論併記ではあるかもしませんが、いわ

な課題になつていて、私などがまだ学生の方について全国の実態調査をされて報告書を書かれたことを思い出しました。そのときはそのときで、迅速化についての非常に重要な課題があつたわけでしょうけれども、制度の枠組みについても議論すべき状況ではあります。一方で変数要因も数多くあります。そこで、制度の枠組みそのものについては事態の推移を検討しながら、拙速に至らぬできちんと議論をしていく必要があるのではないかと思います。いわば角を矯めのではないかと思います。いわば角を矯めて牛を殺すということがないように、きちんと各地労委にも情報を示していくことが必要で、議論を進化させていくことが必要ではないかと思います。

今、このワーキンググループ報告書では、迅

速化させていくためにこそ、安定的な労使

関係の形成に関する専門的機関としての労

働委員会のあり方が重要である、統一的な

議の場に持つていつて勉強していくという

ことは是非とも必要なものではないかと思つ

ています。これも労働委員会の専門性を高

めた教材として勉強になるものはない、重

要な教材になるものはないと今から思つ

ります。そういう勉強の場というものを

うち、不当労働行為事件の取消訴訟ほど生

きた教材として勉強になるものはない、重

要な教材になるものはないと今から思つ

ります。そのうえで、裁判所との協議の場に持つていつて勉強していくという

ことは是非とも必要なものではないかと思つ

ています。これも労働委員会の専門性を高

めた一つの方法として申し上げたいと思つ

ます。

以上です。

○道幸委員（北海道・公）具体的な問題

について申し上げたいと思います。一つは、

一つ

です。

審級省略についてはたまたま私が研究者助言チームの一員だったのですが、そこでは審級省略についても私は第三案を前提とした検討をしていました。つまり、地労委、中労委、高裁、最高裁というパターンです。

その際に特に重視したのは、地労委と中労委と役割分担をどうするかです。つまり

地労委と中労委とが同じことをするのなら、再審査制度はそれほど意味がないのではないか

いか。先ほど北海道地労委の小家委員がフロア意見としておっしゃつたのですが、地労委は調整的な機能が中心となり、ただ最終的には調整だけでは解決できない場合が多いですから、判定的な機能も持つこととする。他方で再審査のほうは、判定中心で、調整的な機能も若干併せ持つという形で役割分担をする。そのようにすると、労働委員会内部における二審制という意味があるのではないかと思っております。

令を書いています。取消訴訟の段階で新規に立証がなされて、事後に命令 자체が違法だというのは、非常に納得のいかない、そういう意味では非常にアンフェアな取扱いだと思います。民訴法との関係でどのよう理論構成をするかというのは別としてアンフェアだと思っています。立法化して原則として新立証は許さないという形の対応が必要ではないかと考えています。全然議論されていないことなのですが、

使用者の利益代表者をめぐつて多くの紛糾があることは御存じの通りです。この過程に齟齬を来しています。そのための解決策として、組合内部における民主主義とか意思決定の度合いをどう考えるかという議論が必要ではないかと思います。そういう観点がないために労働委員会制度があまり健全に形成されてこなかつたのではないかと私は思います。憲法第二八条で団結権、交換権が保障されたために、組合内部で決

たたゞ、その際に役割分担と併せて連携とする委員の方と、地労委でその事件を担当した委員との、何かの形のコミュニケーションが必要ではないかと思います。特に、なぜこういう形で命令が出たのかとか、その過程で和解が試みられたのか、なぜ和解が失敗したのか、そういう情報は命令には書いてありません。そういう意味では、中労委における効果的な事件処理という観点から、むしろ地労委との連携を、ある程度制度化することが必要ではないかと思つて います。

日本の労働組合の特徴は何かと考えると二つの特徴があると感じています。一つは労働組合法であって労使関係法ではないということです。つまり専ら組合中心に集団的労働法を考えています。

もう一つは、きれいに欠落している部分が労働組合の内部問題なのです。つまり組合の内部問題については、今まででは統制部分、とりわけ政治活動を中心とした統制部分の判例がたくさんありますが、集団的な労働条件決定との関係で組合内部問題をどう見るかというのは、あまり検討されていません。

的な対立がある場合は分裂等によって対立することとなります。分裂を日本の憲法で保障しております、団結平等ということで議論をしてきました。

確かにある意味で少数組合の意義というのは大きいですし、さらに自己決定の立場から言えば、むしろ少数組合を結成する由は重要な問題だと思います。しかし、何せん労働条件決定という側面ではいろろな問題があります。そういうことを考っていくと、組合内部問題をどう考えるか、いうのが、これから労働委員会の一つ課題ではないかと考えています。

論は、自分自身を見直して、随分我々の制度 자체に対する自己理解が深まつてきているのではないかという気がしました。パネラーの皆様の御意見の中には、第一番目は、時代変化を背景とする危機意識で、これは会場からのお發言の皆様にもまったく共通していたことだったのではないかと思います。

その危機意識としては、制度間競争が起きてくる中で、どのようにして労働委員会制度というもの的存在意義を改めて世の中についていくのか。そのためには、今まで審級省略等の議論をしてきた中身をさらに詰めていくにしても、何はともあれ審査体制

行政訴訟との関係については、特に証拠の制限をすべきかどうかという問題があります。主張のほうは制限すべきではないと思いますが、労働委員会の命令自体が一種の行政処分的な色彩がありますから、違法性の判断基準時は処分時ということになり、労働委員会は命令を出した時点の材料で命

立法的に配慮されているのは労働組合の資格審査制度です。この資格審査制度については、いわゆる組合民主主義の実現という側面があるので、実際に組合規約をチェックできるのは現行制度では使用者しかいません。つまり資格審査制度というものは、運営如何によりますが、目的と実現

○諏訪委員（コーディネータ） 以上をも  
て第二ラウンドが終わりました。この段階  
で少し時間がありますから、フロアからな  
き発言の希望があれば受けたいと思いますが  
よろしゅうござりますか。  
特にないようでしたら、時間がやや早

制の強化、迅速化といった我々が当面できることに努力したうえで、さらには必要に応じて法改正を求めていくべきことがあるのではないか。そうした自己努力なしに審議省略等をただ主張しても、なかなか受け入れてもらえないのではないかという御意見が目立つていたように思います。

令を書いています。取消訴訟の段階で新規に立証がなされて、事後的に命令 자체が違法だというのは、非常に納得のいかない、

の過程に齟齬を来しています。そのため、使用者の利益代表者をめぐつて多くの紛糾があることは御存じの通りです。

争に  
のですが、明日の日程もあることですので、  
この辺で私なりに非常にラフですが、御意  
見を拝聴していくもつともだと思ったこと

それとともに、もう一方であつた御意見は、実はこうした審査促進という方向とは逆のベクトルにある意味ではなるわけなのです、それは和解とか、調整的機能の重視ということです。これまで労働委員会が果たしてきた面での役割を堅持すべきであるという御意見は、これもほとんどの方に共通していたのではないかと思います。すなわち審査促進ということだけを申しますと、準司法機関としての体制を強化すればするほど裁判所に伍しているいろいろな問題処理に努めることになるわけですが、そうなると今度は労働委員会がこれまで担つてきたところの判定的な役割に対する調整的な役割の良さが失なわれるのではないだろうかということです。

とはいって、この調整的役割の良さといふことだけを純化させていくと、午前中の事務局長報告にもあったとおり、和解調整的な事件解決をしていると日数がすぐかかる

てしまうわけです。中労委はこの間皆様からの御叱責を受けて、迅速化に努めようと命令を出す期間は今回の統計いうことで、命令を出す期間は今回の統計では地労委とほぼ同じくらいに持つてくることができましたが、相変わらず和解含みの事件の解決はいろいろな事情がありましてすごく長くかかっているのです。これがまさしく先ほどの審査の促進、判定的機能というものと、いろいろなところで複雑に絡み合ってしまいます。片方にアクセルを

かけるともう片方がブレーキの機能を果たすという、なかなか難しい側面があるといふことが、今日の議論の中からも浮かび上がつてゐるのだと思います。

結論はどちらも何とかしたいということなのですが、それが平面上で並べるとなかなかそうはないかないわけですので、どのようにしていくか、これが課題なのではないかと痛感いたしました。

それから、フロアの皆様から出てきましたし、パネラーの皆様からも出ていましたのは、労働委員会をもつと世間に知つてもらう、もっと活用してもらうのにどうしたらいいだろうかという視点です。これまでは待つていれば利用者が来るという姿勢がなきにしもあらずだったのかもしれません

が、こうした制度競争の中では、松井委員の御言葉を借りれば、専門店としての我々のお店に然るべき顧客を呼び込むといふ

とでしようか、そして、それらの潜在的顧客の皆様の満足感を高めるという、こうした方向をさらに考える必要があり、そして人々の理解と信頼を再度勝ち取つていく必要があるという視点も、パネルディスカッションの中から改めて浮かび上がつてきました

ような気がいたします。

以上のようなものをまとめますと、結局は労働問題において労働委員会が自他ともにナンバーワンだと思つていた時期はどうやら過ぎつたつて、もう一度ナンバーワ

